

広告宣伝、店舗改装、設備の導入を検討されている方に

国の
**小規模事業者
持続化補助金
を使って**

販路開拓
売上拡大

最大 50 万円補助

補助率 2/3 (経費の 1/3 は自己負担)

にチャレンジしてみませんか？

経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに、経費の2/3が補助されます。【補助額 最大50万円】
昨年7月豪雨災害被害事業所対象の当補助金【補助額拡大 最大200万円】も現在公募中(4/10締切)です。
この機会に広告宣伝や店舗改装、設備の導入などを行い、売上拡大を目指しませんか？
世羅町商工会も伴走型支援で貴社の取組みをサポートします。
申請書作りには時間がかかりますのでお早めにお問合せ下さい。【お問合せ】世羅町商工会 ☎22-0529

＜平成30年度補正予算分＞の
小規模事業者持続化補助金【公募開始】は
平成31年3月下旬以降の予定です

小規模事業者持続化補助金の取組みの一例

- ・集客力を高める**店舗改装**
- ・新たな顧客を取り込むための**チラシ作成、配布**
- ・新商品を陳列するための**棚の購入**
- ・新事業を始めるための**機械の購入**
- ・新たな販促用PR (マスコミ媒体での**広告、ウェブサイトでの広告**)
- ・**販促グッズ・POP**の作成
- ・**自社ホームページ**の構築
- ・**国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加**のブース料、旅費
- ・**新商品の開発**
- ・**国内外での商品PRイベントの実施**
- ・ブランディングの**専門家**から新商品開発に向けた**指導、助言**
- ・**移動販売、出張販売**のための**車両の購入、改造**

商工業を営む小規模事業者(会社、個人事業主)が対象です

小規模事業者の定義	常時使用する従業員の数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

- ※ 医療法人、NPO法人、農事組合法人、一般社団法人、社会福祉法人、組合(企業組合・協業組合を除く)、医師等は対象外
- ※ 常時使用する従業員数に含めないもの
会社役員、個人事業主本人、同居の親族従業員、パートタイム労働者(1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が通常の従業員の4分の3以下)

申請には「経営計画」が必要です

経営計画とは事業を分析して、**1.企業概要、2.顧客ニーズと市場の動向、3.自社や自社の提供する商品・サービスの強み、4.経営方針と今後のプラン**をまとめたものです。商工会や専門家が経営計画作りをサポートしますので一緒にがんばりましょう！



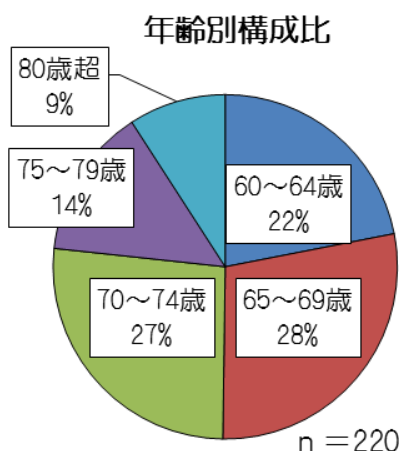
【被災地型】小規模事業者持続化補助金 2件採択!
【第1次公募分(H31/1/31締切) 採択結果発表 3/7】

有限会社ハラダ工作所 (生産設備の導入による受注先の多角化、受注増と売上拡大)
世羅高原ファームランド (製造能力強化による卸売部門の拡大で売上獲得)

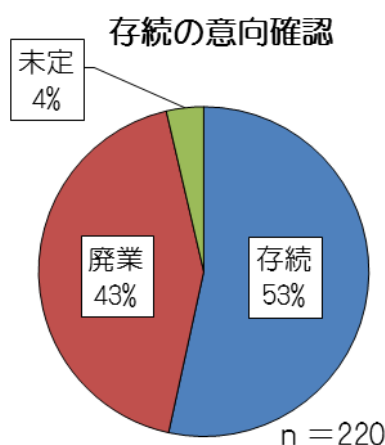
【世羅町商工会員事業所】 事業承継アンケート調査結果

近年経営者の高齢化や後継者不足が原因で、経営維持が難しい事業者が多くなっており、国では平成29年より5年程度を事業承継支援の集中実施期間と定め、支援体制、支援施策を抜本的に強化しています。こうした現状を踏まえ、世羅町商工会では、会員事業者における事業承継の実態を把握し、今後事業承継支援に活用するため、代表者の年齢が60歳以上である事業者を対象に事業承継診断を実施しました。【調査実施期間：平成30年9月～平成31年1月】

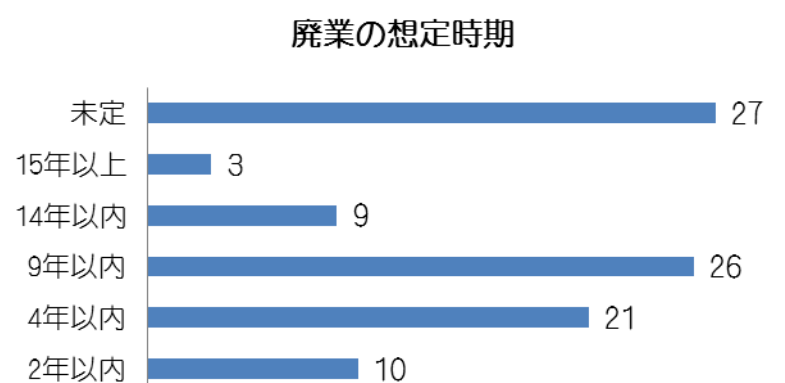
- ◆会員数617(内定款会員17、特別会員5 平成31年1月31日現在)
- ◆代表者が60歳以上である事業所数298(年齢起算日 平成31年3月31日)
- ◆事業承継診断票により上記事業所の内ヒアリングした事業所数220(73.88%)



総会員数の約半数が60歳以上であり、代表者が60歳以上である事業所220者の内、約8割が65歳以上となっている。



代表者が60歳以上である事業所220者の内、約4割(96者)が廃業を考えている。



最短の廃業時期として2年以内に廃業を想定している事業者が10者、9年以内だと57者ある。

昨年の9月から今年1月末にかけて実施した、事業承継診断にご協力頂いた会員の皆様にお礼申し上げます。

今回、その結果について紙面での報告をさせていただきました。全国的な状況では、小規模事業者の47.1%が60歳代以上となっており、世羅町もほぼ同様の年齢構成となっています。また、後継者不在などの理由で全国小規模事業者の25%が廃業を予定していると回答しています。

世羅町商工会としても、今回の調査結果を踏まえて、2020年には経営発達支援計画の更新年となることから、新たな制度政策について会員の皆様のご意見をお聞きし、行政への制度創設を提案したいと考えています。

現在、新規創業支援事業や後継者育成支援事業、国及び町の持続化支援事業により会員の皆様の事業支援を行っておりますが、2019年度においてもこれら事業を活用いただき、事業承継や販路拡大、各事業所の持続的発展をご支援させていただきますので、お気軽にご相談いただければと思います。(事務局長)

100万円以上の

- 生産性向上に資する革新的なサービス開発に
- 試作品開発に
- 生産性プロセスの改善に必要な設備投資に

最大
1000
万円 補助

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進 補助金 <平成30年度補正>

本事業は、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。近年は【革新的サービス（自社にない、他社で一般的でないサービス）】に挑戦する商業事業者が増えています。

「小規模型」に申請する小規模事業者、「先端設備等導入計画」の認定、「経営革新計画」の承認（申請中も含む）、「経営力向上計画」の認定（申請中も含む）、**総賃金の1%賃上げ等**に取り組む企業には**採択に有利な加点**が付きます。

今年度は1件採択されています。(株)おへそ【革新的サービス】小規模型）
お気軽に世羅町商工会までご相談下さい。

対象事業者	※認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う 中小企業・小規模事業者（※世羅町商工会は認定支援機関です）
応募締切	平成31年5月8日（水）〔消印有効〕

事業類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
一般型	補助上限額：1,000万円（下限100万円） 補助率：1/2以内 ※設備投資：必要 （機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費）	補助上限額：500万円（下限100万円） 補助率：1/2以内 ※小規模企業者：2/3以内 （機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費）
小規模型	設備投資のみ 設備投資：必要 補助上限額：500万円（下限100万円） 補助率：1/2以内 ※小規模企業者：2/3以内 （機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費）	試作開発等 設備投資：可能 補助上限額：500万円（下限100万円） 補助率：1/2以内 ※小規模企業者：2/3以内 （機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費）

消費税率10%
引き上げに伴う

国の支援制度について

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられることを受け、食料品等に対する軽減税率の導入や消費喚起のための消費者還元事業が実施されます。それに伴い、事業者の皆様が円滑に備える事ができるよう2つの支援制度が設けられています。

①軽減税率対策補助金

内容
食料品等の**軽減税率の対象となる取引がある中小・小規模事業者**に対して、複数税率等対応のレジ、付属決済端末等を導入する際に係る費用が補助されます。

対象

- ①複数税率対応のレジ本体
 - ②レジに付属する機器
 - ③設置に要する経費
- 補助率：3/4（上限20万円/台）

②キャッシュレス・消費者還元事業

内容

消費税率引上げ後の**消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進**する目的で決済手数料・決済端末の導入に係る費用が補助されます。

対象

- ①キャッシュレス決済端末
 - ②決済端末の利用に必要な付属品
 - ③システム利用料、設置費用等
 - ④タブレット・スマートフォン等
- ※導入に係る自己負担はありません**

パンフレットを同封していますので、申請・活用をぜひご検討ください

日本政策金融公庫による「平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」の設置及び「休日電話相談」の実施について

例年がない長期の10連休に伴い、資金繰り対策の必要が生じる可能性のある中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行うため、下記の日程で休日電話相談を行います。

実施日	4月30日（火）、5月1日（水）、5月2日（木）	
受付時間	9:00～17:00	
電話番号	個人企業・小規模事業者・ 中小企業の方	農林漁業者等の方
	0120-112476（国民生活事業） 0120-327790（中小企業事業）	0120-926478（農林水産事業）

障害者雇用 をサポートします

近年の人手不足により、障害者雇用を行う企業が増えてきています。「みどりの町障害者就業・生活支援センター」では、**企業が求める仕事内容と障害のある方を結びつける取組み**を行っています。実際に職場で働き、適性判断を見極める「就労前の職場実習」制度もあります。またハローワーク及び関係機関と連携して支援を行っています。お気軽にご相談ください。

問合せ

みどりの町障害者就業・生活支援センター
大和センター（本部）
三原市大和町箱川1503番地
TEL 0847-35-3350

パンフレットを同封しています

優良従業員表彰者の 推薦のお願い

15年以上にわたり勤務されている
成績優秀な従業員を表彰いたします
ぜひご推薦ください

【推薦要件】

- ①商工会員である商工業者の従業員
- ②勤務成績が優秀であって、経営者の信頼が厚い者
- ③同一商工業者のもとに引続き勤務
 - 1) 勤続年数30年以上
⇒全国商工会連合会長表彰
 - 2) 勤続年数15年以上
⇒広島県商工会連合会長表彰

平成31年4月5日（金）締切

案内文書を同封しています

“儲け”につながる省エネをお手伝い

ビル・工場の「無料省エネ診断」

中小規模の工場及びビル等業務用施設に専門家を派遣して、省エネのための**具体的なアドバイス**を行います。資源エネルギー庁補助金を活用した制度で、費用負担はかかりません。「省エネの方法がわからない」「電気代、燃料代を削減したい」方はこの制度を利用してみてはいかがでしょうか。4月以降には省エネルギー設備への入替を支援する補助金（資源エネルギー庁）の公募も予定されています。

対象 中小企業等の工場・ビル等施設（詳しくはお問合せください）

内容 計測器は使わず、ヒアリングの後、ウォークスルーで現地診断を行い約1か月後に報告書をご郵送します。希望があれば診断した専門家が現地に出向き、報告書の詳しい説明をします。

**申込
問合せ** （一財）省エネルギーセンター中国支部 担当者：木川様、高橋様
広島市中区上八丁堀8-20 TEL 082-221-1961
FAX 082-221-1968

女性部 活動報告

例年よりは幾分過ごしやすかった冬も過ぎ去り、春の陽気を感じる季節となりました。年度末も近づき、当女性部としての活動は控え目ではありますが、去る3月6日にグランドプリンスホテル広島で開催されました広島県商工会女性部連合会臨時総会・研修会に正副部長4名で参加してきました。

臨時総会に先駆け女性部表彰式が開催され、全国商工会女性部連合会会長表彰の披露等が華やかに執り行われ、当部所属の部員4名にも感謝状が送られることとなりました。

表彰式に引続いて開催された平成30年度臨時総会では来年度の事業計画が承認され、新たな年度に向け心新たに事業に取り組んでいく機運が高まったように感じています。

二部構成で開催された研修会では、第一部で中小企業診断士の田中聡子を講師に招き「お金をかけずに売上アップ！」と題し「売ってどうやったら増やせるの？」という経営に携わる者なら誰もが抱く疑問に対して、事例を交えてのお話を拝聴し、自社の事業に対する取組み方や見方を考えさせられました。また、第二部では黒瀬商工会女性部の活動報告があり、他地域の女性部がこういった活動をしているのかを知る良い機会となりました。

女性部では地域への貢献や相互の交流事業だけでなく、経営を支える者としての学びの場の創出にも取り組んでおりますので、ご興味のある方は是非一緒に活動しましょう！



職員の異動のお知らせ

この度の人事異動により、下記の職員が平成31年4月1日に異動することとなりましたのでお知らせいたします。

【転出】 田辺 有香 主事（異動先 備北商工会）

【転入】 片岡 京子 主任主事（異動元 三次広域商工会）

編集後記 4年間 ありがとうございました

私が作成する商工会報はこれが最後となりました。「役立つ情報を分かりやすく」を心がけてきましたがいかがだったでしょうか。問合せがある度に「読んで頂いている」ことを実感し、大変励みになりました。また担当する労働保険や社会保険、税務、火災共済等でのつたない説明にも耳を傾けて頂き、感謝の気持ちでいっぱいです。世羅の会員の皆様にご育て頂きました。本当にありがとうございました。（田辺有香）